

要配慮者利用施設の 避難確保計画の策定及び 避難訓練の実施について

避難確保計画の令和3年度内作成について

- 水防法、土砂災害防止法では、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務づけております
- 国土交通省及び石川県では、令和3年度末までに全ての施設で避難確保計画の作成や避難訓練の実施を行うことを目標としております
- 市町村は、この目標達成に向け、施設に計画作成を働きかけるなど、必要な取組みをお願いします

要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設)

社会福祉施設

(老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所 等)

学校

(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等)

医療施設

(病院、診療所、助産所 等)

- に規定
防災計画
地域
- ・避難確保計画の作成【義務】
 - ・避難訓練の実施【義務】

- ・避難確保計画の作成※【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

- ・避難確保計画の作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

令和3年度末までにすべての施設で避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

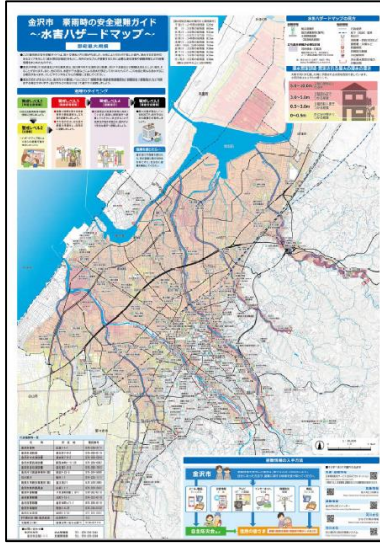
■ 要配慮者利用施設における避難の実効性確保の取組み

- (1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握
- (2) 災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保
- (3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定
- (4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保
- (5) 訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映
- (6) 職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知
- (7) 市町村との情報連絡体制の確立

(1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握

- 施設が有する災害リスクを災害の種類ごとに適切に把握することが必要です
- 災害リスクがある場合は、浸水の深さや建物倒壊等のおそれ、避難場所や避難路などについても把握が必要です

ハザードマップ(市町村)

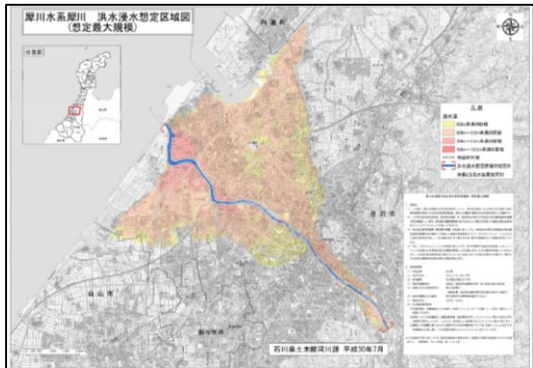


- | | |
|--|---|
| 【浸水リスクがある場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水深 ・ 浸水継続時間 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無など | 【土砂災害リスクがある場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域の範囲(避難経路含む) ・ 土砂災害の種類(がけ崩れ、土石流、地すべり)など |
|--|---|

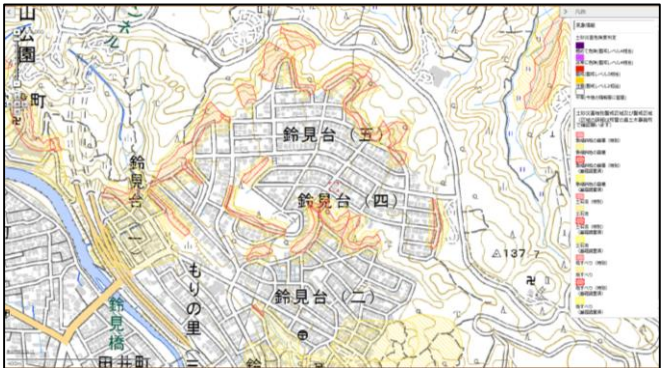


社会福祉施設

浸水想定区域図

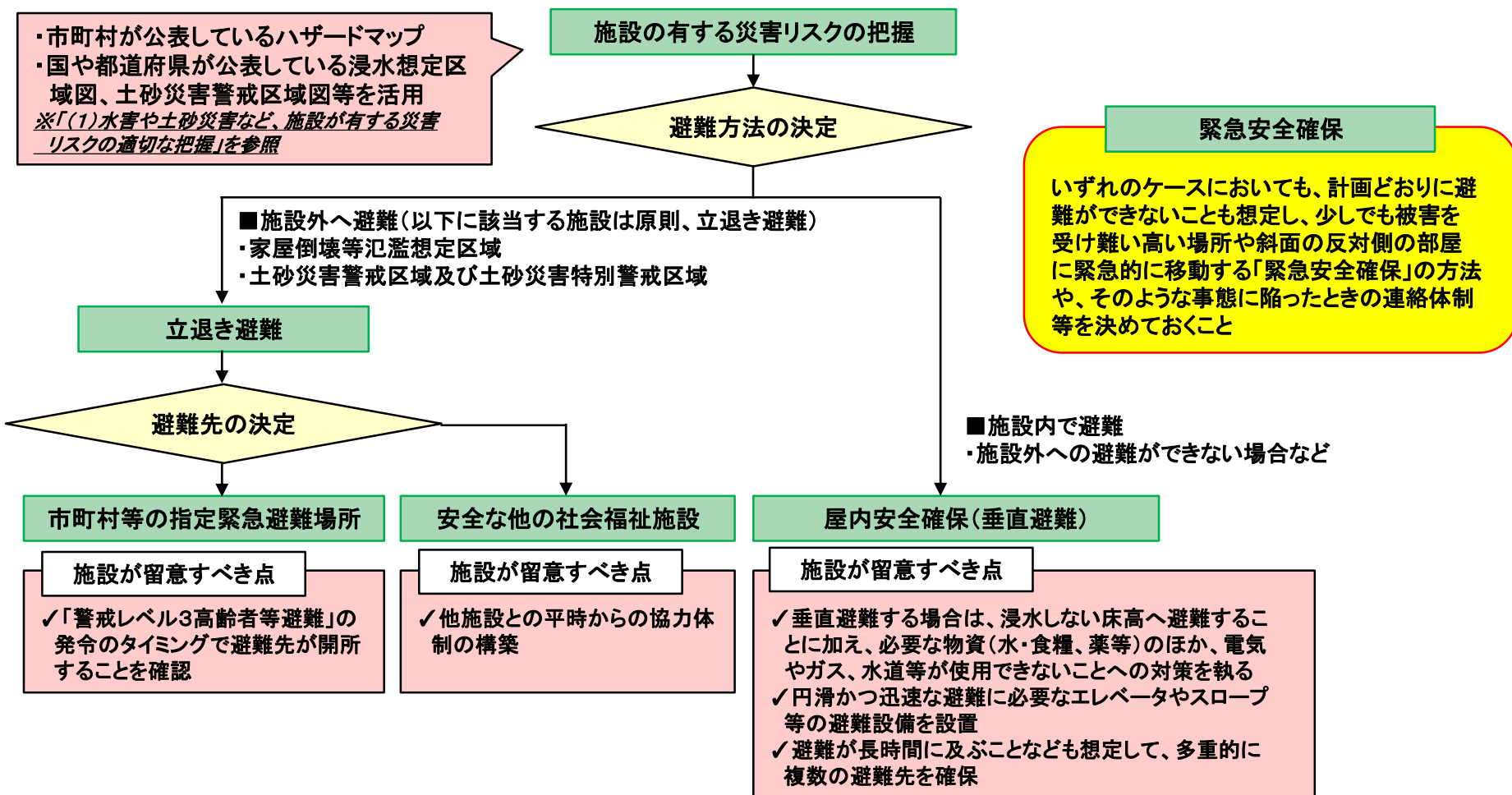


土砂災害警戒区域図(国、都道府県)



(2) 災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保

- 施設の有する災害リスクに応じた避難方法および避難先を決定することが重要です
- 計画どおりに避難ができない場合を想定し、複数の避難先の確保等が重要です



(3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定

- 原則として、「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されたタイミングで避難を開始してください
- 利用者が多い、利用者の身体的な状況等により避難完了までに時間を要する場合は、雨量等の状況を踏まえ、避難完了までの時間に応じて「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始してください

警戒レベル	1	2	3	4	5
雨の様子	今後気象状況悪化のおそれ 	気象状況悪化 	災害のおそれあり 	災害のおそれ高い 	災害発生又は切迫
防災気象情報		氾濫注意情報 	氾濫警戒情報 洪水情報 	氾濫危険情報 	氾濫発生情報
避難情報等	早期注意情報	大雨・洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集 	心のスイッチ ⇒防災モード 避難開始 	避難完了 		

社会福祉施設における避難のタイミング

避難に時間を要する場合

避難開始を前倒し

※避難行動そのものが利用者の負担となるため、周囲の状況や支援要員の人数等を考慮した上で、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分けるなど、施設の実情に応じた段階的な避難方法を決めておくこと

(4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保

- 雨量や河川水位情報、洪水予報、土砂災害警戒情報、避難情報等の防災情報を的確に収集するため、情報の種類、入手方法、情報レベルに応じた要員確保など、時系列的な体制確立方法をあらかじめ決めてください
- 交通機能が停止することも想定し、早めの職員参集や緊急時の協力体制構築をあらかじめ検討してください

情報収集

収集する情報の種類(一例)



雨量情報



河川水位情報、洪水予報



土砂災害警戒情報



避難情報

入手方法(一例)



テレビ



PC、スマホ



ラジオ

社会福祉施設



早めの職員の参集



緊急時の協力体制の構築

連携体制の構築

消防団



周辺企業



利用者家族 地域住民



(5) 訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映

- 避難訓練は、立退き避難だけでなく、比較的容易に行うことのできる、①避難経路を確認する訓練や②情報伝達訓練、③図上訓練等の訓練もあります。様々な種類の訓練を分けて行う方法や利用者の身体状態に応じて、避難支援に必要な人数や避難時間等を確認する訓練など負担軽減を図り、訓練を継続してください
- 避難支援協力者である消防団や近隣の企業、地域住民、利用者家族等の協力を得て実施するよう努めて下さい
- 訓練後には、訓練で得られた教訓を踏まえて、避難の実効性を高めるため避難確保計画の内容の充実を図ってください

①避難経路を確認する訓練



②情報伝達訓練



写真：
徳島県資料

③図上訓練



写真：焼津市資料

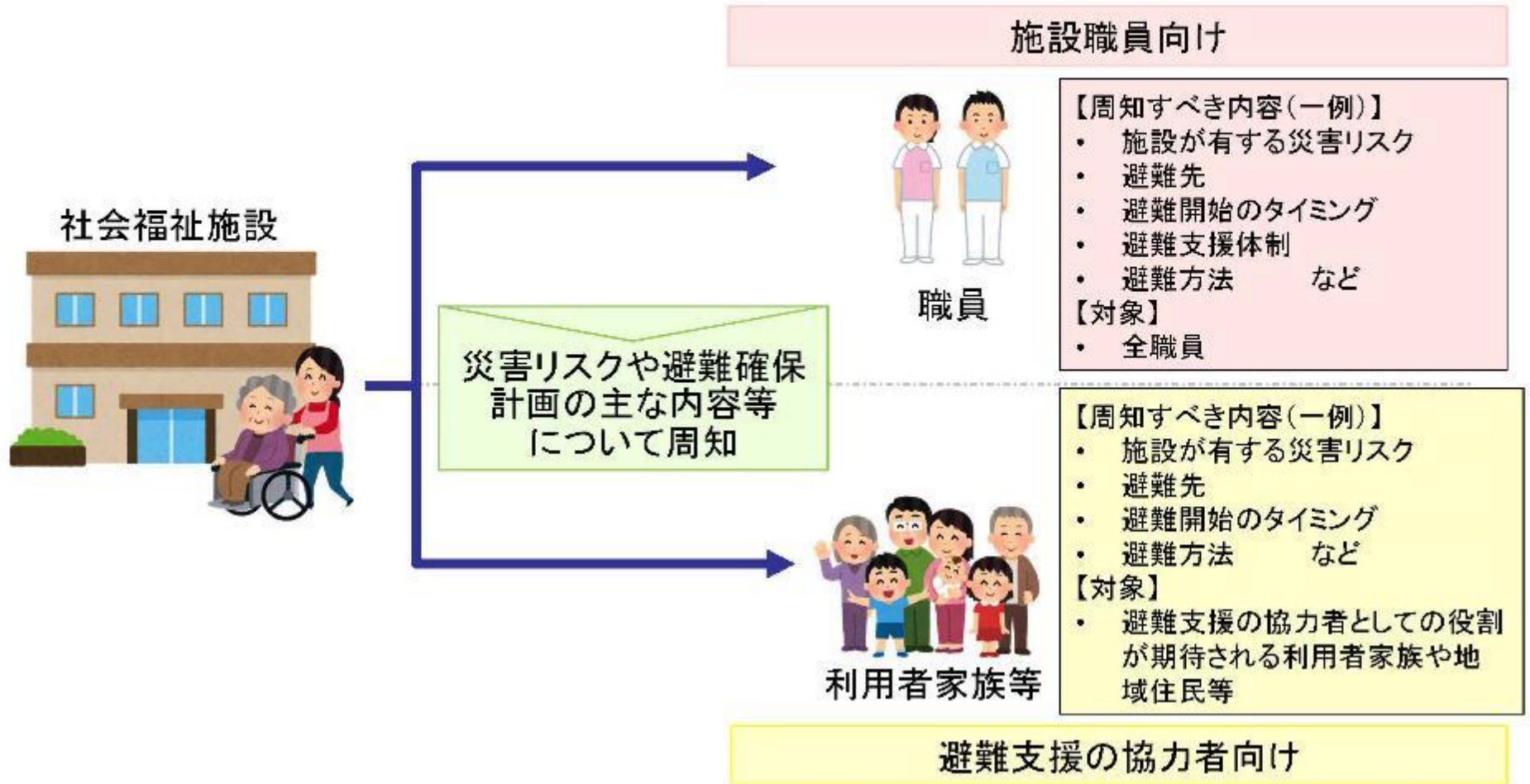
訓練後に振り返りを実施

避難確保計画の内容を見直し、避難確保計画の内容の充実を図る

※写真は訓練のイメージ

(6) 職員及び利用者家族への災害リスク及び避難確保計画の周知

- 施設が有する災害リスクや避難先、避難開始のタイミング、避難支援体制、避難方法等を全職員に周知してください(周知する頻度や方法等はあらかじめ決めておいてください)
- 施設の利用開始時には、利用者に加えて、避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族や地域住民に対しても、施設が有する災害リスクや避難確保計画の主な内容を周知してください



(7) 市町村との情報連絡体制の確立

- 情報伝達は、市町村から施設への一方通行の伝達だけではなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を伝達するなど双方向の連絡体制の構築をお願いします
- 災害時に市町村と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、平時から市町村と施設との情報交換の場を確保するようお願いします

社会福祉施設等



【情報共有の一例】

- 避難の開始・完了
- 避難確保計画の変更
- 訓練の実施

市町村



【情報共有の一例】

- 避難所の開所情報
- 災害の状況
- 避難情報等

相互に
情報共有

まとめ ～避難の実効性確保のために～

水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握

災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保

個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定

利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保

訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映

職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知

市町村との情報連絡体制の確立

水防法、土砂災害防止法では、市町村地域防災計画に定められた施設に対して
避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務づけております

目標

令和3年度末までにすべての施設で避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

まず訓練を実施し、訓練で得られた教訓を踏まえて、避難確保計画の充実を図るようお願いします。